

6. 旧ソ連諸国の非核化協力

ロシア連邦において削減される核兵器の廃棄の支援に係る協力及びこの協力のための 委員会の設置に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定

日本国政府及びロシア連邦政府は、
関係する条約及び他の措置に基づいてロシア連邦において削減される核兵器の安全な廃棄の支援に係る
協力を行うことを希望し、
日本国及びロシア連邦が千九百六十八年に作成された核兵器の不拡散に関する条約の締約国として同条
約上の関係する義務を負うものであることに留意し、
核兵器の廃棄に関連する環境問題の解決の支援に係る協力を行うことも希望し、
ロシア連邦において削減される核兵器の廃棄の支援に係る協力のための適当な政府間機関を設置するこ
とが必要であることを認識して、
次のとおり協定した。

第一条

- 1 日本国政府及びロシア連邦政府（以下「両締約国政府」という。）は、ロシア連邦を締約国とする核兵器
の削減及び制限に関する二国間若しくは多数国間の条約又はロシア連邦の一方的措置に基づいて削減さ
れる核兵器の安全な廃棄及び関係する環境問題の解決の支援に係る協力（以下「ロシア連邦において削減
される核兵器の廃棄の支援に係る協力」という。）を行う。
- 2 両締約国政府は、1に規定する目的を達成するため、政府間機関として、ロシア連邦において削減され
る核兵器の廃棄の支援に係る協力のための委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第二条

- 1 委員会は、前条1に規定する目的を達成するため、その任務として次のことを行う。
 - (a) ロシア連邦において削減される核兵器の廃棄の支援に係る協力の優先分野を決定すること（情報及
び意見の交換並びに関係する研究の結果の交換を行うことを含む。）。この任務は、ロシア連邦政府が
必要とするところを基礎として行うものとする。
 - (b) ロシア連邦において削減される核兵器の廃棄の支援に係る協力の具体的な計画を策定すること。こ
の任務は、ロシア連邦政府が必要とするところを基礎として行うものとする。
 - (c) ロシア連邦において削減される核兵器の廃棄の支援に係る協力のための細目及び手続を(a)及び
(b)の規定に従って定める取決めにロシア連邦政府の指定する当局との間で行うこと。この取決めに
は、特に事業計画（事業の実施順序を含む。）、第八条にいう確認のための手段に関する規定及び可能な限
り第九条の規定に基づく特権及び免除に関する規定を含む。この取決めの規定とこの協定の規定とが
抵触する場合には、この協定の規定が優先する。
 - (d) (b)にいう具体的な計画を(c)にいう取決めに従って実施し及びその実施を促進すること。
 - (e) 政府、政府間機関又は非政府機関から資金の拠出を受けること並びに専ら、第一条1に規定する目

の達成し及びこの条に規定する委員会の任務を遂行するためにこれらの拠出金及びこれらの拠出金から生ずる利子(以下「委員会の財源」と総称する。)を使用すること。

(f) 委員会の活動のために必要な支払を技術事務局を通じて行うこと。

(g) この協定に基づく協力に係る委員会の活動を評価すること及び(i)にいう委員会の手続規則に従い委員会の財源の使用について拠出者に報告すること。

(h) (b)にいう具体的な計画を(c)にいう取決めに従って実施するに当たって、この協定の規定が遵守されなかったと委員会が認める場合に(g)の拠出者の意向を考慮して適当な措置をとること。この適当な措置には、必要に応じ、(b)にいう一又は二以上の具体的な計画の実施に当たって委員会の財源の使用を停止することを含むことができる。

(i) 委員会の手続規則を定めること。

(j) この協定の目的を達成するために必要な他の活動を行うこと。

2 委員会は、1(d)に規定する任務の遂行に当たり、この協定の範囲内で両締約国政府以外の政府、政府間機関及び非政府機関と適当な形態の協力(協力に関する取決めを行うことを含む。)を行うことができる。

第三条

委員会は、総務会及び技術事務局で構成する。

第四条

1 総務会は、両締約国政府の代表者で構成する。いずれの締約国政府も、それぞれ一人の代表者(以下「両締約国政府の代表者」という。)を任命する。両締約国政府の代表者は、必要な場合には、総務会の会合に顧問及び専門家を同伴することができる。

2 総務会は、第二条に規定する委員会の任務を遂行するための権限を有する。

3 総務会の会合は、両締約国政府の代表者が決定する時期及び場所において招集する。

4 総務会の決定は、意見の一致により行う。その決定は、委員会の決定とする。

第五条

技術事務局は、事務局長を長とし、日本国に置く。技術事務局の事務局長及び職員は、総務会の同意の下に日本国政府が任命する。

第六条

1 日本国政府は、日本国の関係法令及び利用可能な資金の範囲内で、委員会に対し、この協定に基づく協力の実施のために必要と自らが認める資金を拠出する。この拠出金は、委員会の財源として、専ら、第一条1に規定する目的を達成し及び第二条に規定する委員会の任務を遂行するために使用される。

2 この協定に基づく協力の実施のために必要な資金の委員会の財源からの割当ては、第二条1(b)にいう具体的な計画及び第二条1(c)にいう取決めに基礎として、日本国政府が行うものとし、日本国政府は、この割当てにつき委員会に通報する。委員会がその通報を受けたときは、総務会は、第二条1(f)の規定

に従い技術事務局に対し必要な支払を指示する。

3 この協定に基づく協力の実施のために必要な資金は、2の規定に従い技術事務局を通じて支払われた場合には、償還の対象とならない。

第七条

- 1 委員会は、第二条 1(e)の規定に従って資金の拠出を受けること及び委員会の活動のために必要な支払を行うことを目的とする委員会名義の勘定を日本国政府によって指定される日本国の外国為替公認銀行に開設する。
- 2 委員会の財源の事務的管理(1の勘定の管理を含む。)は、技術事務局が行う。

第八条

- 1 ロシア連邦政府は、ロシア連邦において、この協定に基づく協力に関し、第二条 1(c)にいう取決めに従って供与されることのある物品及び役務の利用並びに第二条 1(c)にいう取決めに従って行われることのある委員会の財源のロシア連邦における使用が第一条 1に規定する目的のために行われることを確保する。ロシア連邦政府は、ロシア連邦の法令を考慮して、日本国政府がこのことを確認するための手段を提供する。
- 2 日本国政府は、1にいう確認のために必要な最小限度の情報及び資料を要請するものとし、当該確認は、1に規定する物品及び役務が利用されている場所を可能な限り視察することにより又は文書の閲覧その他の手段により行う。
- 3 委員会は、日本国及びロシア連邦が千九百六十八年に作成された核兵器の不拡散に関する条約の締約国であることを考慮して、1にいう確認のために必要な最小限度の情報及び資料について適当な基準を策定することができる。

第九条

- 1 日本国政府は、この協定に基づく協力の実効性を確保するために、日本国の法令に従い、可能な限りの協力を行う。
- 2 ロシア連邦政府は、第一条 1に規定する目的のため、ロシア連邦の法令に従い、委員会及びこの協定に基づく協力の実施に関する職務を遂行する者(以下「この協定を実施する者」という。)(ロシア連邦の国民及びロシア連邦に通常居住する者を除く。)(がその任務を効果的に遂行するために必要な特権及び免除を委員会及びこれらの者に対して与えるため並びに第二条 1(c)にいう取決めに従って供与されることのある物品に対し行政上の、税制上の及び税関に関する便宜を与えるため、必要なすべての措置をとる。これらの特権、免除及び便宜は、国際法の範囲内で、ロシア連邦において削減される核兵器の廃棄に係る支援に関するロシア連邦政府と第三国の政府との間の二国間協定に従いロシア連邦によって同様の物品及び職務を遂行する者に対して与えられることのある特権、免除及び便宜よりも不利でないものとする。
- 3 第二条 1(c)にいう取決めに従って供与されることのある物品に対しロシア連邦政府が2の規定に従っ

て与える具体的な行政上の、税制上の及び税関に関する便宜は、必要に応じ、第二条 1(c)にいう取決めに規定する。

第十条

- 1 ロシア連邦政府は、委員会又はこの協定を実施する者（ロシア連邦の国民及びロシア連邦に通常居住する者を除く。）によるこの協定の実施のための活動の遂行中に生じ又はその遂行に起因する損害がロシア連邦において生じた場合には、その請求に関する責任を負う。
- 2 1の規定は、1にいう損害が委員会又はこの協定を実施する者（ロシア連邦の国民及びロシア連邦に通常居住する者を除く。）の故意による行為の結果生じた場合には、適用しない。

第十一条

この協定の解釈又は適用に関して紛争が生じた場合には、総務会の枠内で両締約国政府の協議により解決する。

第十二条

この協定は、日本国又はロシア連邦を締約国とする現行の二国間又は多数国間の他の条約その他の国際約束に基づくそれぞれの国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第十三条

- 1 この協定は、署名の日に効力を生じ、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を書面により通告した日から六箇月を経過するまで効力を有する。
- 2 この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。

千九百九十三年十月十三日に東京で、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

羽田 孜

ロシア連邦政府のために

A・V・コズィレフ

国際科学者会議における小泉総理大臣演説

平成15年1月11日
於 クルチャトフ研究所
(モスクワ)

ご列席の皆様、

本日は各国から著名な科学者の集うこの国際科学者会議にて講演する機会を頂き、大変嬉しく思います。ヴェリホフ・クルチャトフ研究所所長を始めとする関係者の皆様にまずお礼を申し上げます。本日は、科学技術と人類の未来に関する私の考えを述べたいと思います。

(科学技術と人類の責任)

ご列席の皆様、20世紀は、人類に経済の飛躍をもたらしました。しかし、同時に、人類が幾度に渡り、悲惨な戦争を経験した世紀となりました。経済発展に大きく貢献してきた科学技術は、残念なことに、こうした戦争のためにも使われてしまいました。21世紀には、人類の叡智を結集し、科学技術を、平和と繁栄のために使わなければなりません。

原子力エネルギーという、人類の未来を開くべき科学技術が、まず核爆弾として用いられました。その悲劇を、被爆国であるわが国は最も強く認識しています。

核兵器は廃絶されなければなりません。米露の大幅な核兵器削減という、近年の歓迎すべき動きの一方で、今日においても核兵器の開発、そして獲得を目指していると疑われている国があることは、国際社会にとり大きな懸念です。核兵器のない平和で安全な世界の実現に向けて、我々は、力を合わせていかなければなりません。

この観点から北朝鮮の核開発の問題に一言触れたいと考えます。昨日、北朝鮮がNPTからの脱退を宣言したことは極めて遺憾であり、重大な懸念を有します。わが国としては、北朝鮮が今般の決定を直ちに撤回し、核開発計画を廃棄するための迅速な行動をとることを強く求めます。そのため、米国、韓国と緊密な連携をとりつつ、ロシアを始めとするその他の関係国やIAEAと協力していきます。この問題については、昨日、プーチン大統領とも話し合い、認識が一致しました。

今年生誕100年を迎えた、クルチャトフ博士は、米ソ対立の狭間で、国家のために核兵器の開発に関与しました。博士は、こうした核兵器開発と並行して、原子力の平和利用の方法について研究を進めました。しかしながら、東西冷戦

の中で、核兵器をめぐる米ソ軍拡競争という歴史がもたらされたことは、博士にとっても、極めて残念なことであったに違いありません。博士は、亡くなる前の月、最後となる講演において、こう語っています。

「私は信じている。私たちの政府と国民が、科学を、人類の幸福のためにだけ使っていくことを。」

このクルチャトフ博士の遺言とも言える言葉に、我々は今一度思いを致さなければなりません。科学技術を真に人類の幸福に繋げていくために、我々は重大な責務を背負っていることを、博士の生誕 100 周年シンポジウムの機会に、強く訴えたいと思います。

(20 世紀の負の遺産としての領土問題)

ご列席の皆様、

20 世紀は、科学技術の進歩の裏で、対立と破壊の不幸な歴史を刻みました。特に、世紀後半の冷戦対立は、今も未解決のまま残る、大きな後遺症を残しています。いわば、「20 世紀の負の遺産」ともいうべき、こうした問題を、一つ一つ片付けていくことは、21 世紀に生きる我々が、我々の子供や孫たちに負っている重要な責務なのです。

日露両国の間にも、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の帰属の問題という、大きな「負の遺産」があります。私は、日露両国には大きな発展の潜在性があると確信しています。しかし、現実には、この問題の存在を一因として、日露関係はその潜在性のほんの一部しか現実のものに出来ていません。

2006 年に G8 サミットを主催する大国ロシアと、アジア唯一の G8 メンバーである日本の関係発展に、世界が注目しています。仮に日露両国間に存在する過去の負の遺産を克服することができれば、日露関係発展の潜在性を十二分に引き出すことができます。そうなれば日露双方、更には国際社会全体に大きな利益をもたらすこととなるでしょう。

こうした観点から、今回私は、プーチン大統領と共に日露関係に新たな息吹を吹き込みたい、との強い決意を持って、ロシアを訪れました。その成果が、昨日、私とプーチン大統領が採択した「日露行動計画」です。

この文書は、これまでの日露間の協力の成果をとりまとめると共に、今後の関係進展の方向性を示すものであり、今後の日露関係の「海図」とも言うべきものです。我々は、今後行動計画に基づき、幅広い日露関係を進展させていく中で、平和条約締結問題という、困難な過去の遺産の解決を図り、国際舞台や経済分野での日露関係の潜在的可能性を、現実のものとしたいと考えています。

(非核化にむけた日露の協力)

ご列席の皆様、

ロシア自身が直面する「20世紀の負の遺産」は、大きな国際問題でもあります。ロシアに残存する、膨大な量の大量破壊兵器、危険な状態で放置された退役原子力潜水艦などを、世界の平和と安全のため、あるいは地球環境を守るため、早急に片付けていかなければなりません。

昨年6月のG8カナナスキス・サミットにおいて、これらの問題に対処する国際協力の枠組みとして、G8 グローバル・パートナーシップが合意されました。私は、この枠組みに、当面「2億ドル余り」の貢献を行うことを明らかにしました。

わが国は10年前、日露非核化協力の枠組みを作り、以来この問題に積極的に取り組む姿勢を示してきました。極東海域に数多く放置された退役原子力潜水艦。これらを解体する取組みは、単に軍縮のための協力というだけでなく、日本海における放射能による環境汚染を未然に防止する、重要な事業です。わが国は、すでに液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」を、ロシアに供与しました。世界でも最大級の能力を持つ「すずらん」により、日本海への液体放射性廃棄物の流出は食い止められました。

しかし、その後、退役原潜解体の実施には、困難が見られました。日露双方は、どのようにすればこうした困難を克服し、実施を促進できるかについて、協議を重ねました。その結果、この度、日露合同で実施促進のためのチームを作り、日露が一体となってこの重要な案件にあたる体制を作ることになりました。

私は、この事業を、「希望の星」(ズベズダ・ナデージュディ)と名付けたいと考えます。これは、これからの長い道のりの第一歩です。極東海域の環境を守るため、退役原潜解体協力を更に進めていきたいと考えます。

解体された核兵器から生じる余剰プルトニウムの処分も、重要な課題です。冷戦が終了し、ロシアは米国とともに、大幅な核兵器削減に向けて、大きな一歩を踏み出しました。しかし、核兵器が解体されても、弾頭部分のプルトニウムがそのまま残るなら、再び核弾頭として使われたり、テロリストの手に渡るなどの危険が消えません。余剰プルトニウム処分の道を整えることは、国際平和の強化と軍縮促進の重要な方途なのです。

日露両国の研究機関の間で、高速増殖炉の技術開発について、研究協力が進んでいます。我が国の協力のもと、ロシアの科学者が開発した先進技術を用いて、先般、世界に先駆けて、原子爆弾2〜3個に相当する量(20キログラム)の兵器級プルトニウムを処分することに成功しました。また、わが国は、G8の余剰プルトニウム処分構想に対し、カナナスキス・サミットにおいて表明した資金貢献のうち、1億ドルを充てることにしています。私は、この資金貢献が、日

露研究協力の、更なる発展につながることを希望しています。

旧ソ連諸国の大量破壊兵器研究関連の科学者や研究者を、有意義な民生研究への人材として活用するための、国際科学技術センター（ISTC）の活動も重要です。このセンターの枠組みの下で、これまで延べ3万6千人の科学者や研究者が、平和目的の研究案件に従事するなど、大きな成果をあげています。わが国は、これまで約5600万ドルのプロジェクト支援を行っており、引き続き積極的に協力していく考えです。このように、20世紀の残した諸問題を克服し、脅威の無い、安全な21世紀を作るため、日露両国が力を結集していかなければなりません。

（平和と繁栄の21世紀のための科学技術）

ご列席の皆様、

そうした努力と並行して、我々の目は、平和と繁栄の21世紀を切り開くことに向けられる必要があります。世界の平和を維持するために、高度成長が築いた繁栄を、持続可能なものにしていかなければなりません。そのため、私は、環境問題とエネルギー問題の重要性を強調したいと思います。この二つの分野は相互に関連しており、こうした分野においてこそ、科学技術が力を発揮すべきなのです。

環境保護と経済発展は、両立させなければなりません。私は、環境を保護することによって経済発展も果たせる、それを実現するのが科学技術の力である、と考えています。昨年、ヨハネスブルグにおいて、「持続可能な開発に関する世界首脳会議」が開催されました。ここで、私は、科学技術を、開発と環境保護の両者をともに達成するための、突破口と位置付ける考え方を表明しました。

わが国は3月、「世界水フォーラム」を開催します。ここでとりあげる水の問題を含め、不確実な部分が多い地球環境問題を科学的に解明することが重要です。この観点から、わが国は、気候変動を予測するために地球環境のモニタリングや予測モデリングを推進しています。また、温室効果ガスの排出を最小化し、これらのガスを回収するために、地球温暖化対策技術を開発することに取り組んでいます。

こうした取組みと並行して、環境にやさしい新しいエネルギーを、科学技術の力で開発していくことが、何より重要です。燃料電池は、そうした有望なエネルギーの一つでありましょう。水素と酸素の反応で発電し、後には水しか残さない燃料電池を使った車に、私も試乗いたしました。私は、人類が地球という乗り物に、安心して乗れるようにしなければならない、との思いを強くしつつ、この未来の車の静かで快適な乗り心地を楽しんだのであります。

環境の問題を心配しないでもいい、安全性が高く、恒久的に利用が可能なエネ

ルギー資源の確保は、人類の夢であります。世界が持続的な成長を確保し、繁栄を遂げるためには、必ずや達成されなければならない目標です。資源面での制約や、環境への負荷が殆ど無い核融合は、この夢をかなえてくれる可能性を秘めた、大変重要な科学技術です。そして、国際熱核融合実験炉（ITER）こそ、科学技術分野における日露パートナーシップの意義を象徴的に示すプロジェクトであると言えます。

ロシアでは、ヴェリホフ所長をはじめとするクルチャトフ研究所を中心として、ITERの研究開発を進めてこられました。なにより、ITERで使われるトカマク型炉は、このクルチャトフ研究所において開発されたものです。ITERの設計にあたって、ロシアが製作した超伝導コイルを、日本の試験装置に組み込み、トロイダル磁場コイルの実現性を実証したことは、ITERの歴史において、日露協力の輝かしい成果であります。

わが国は、ITERが青森県六ヶ所村において建設されることを強く期待しています。ロシアの開発した技術が、わが国で花開くならば、日露科学技術協力の成果として、これに勝るものは無いでしょう。わが国は、六ヶ所村にITERを誘致して、ロシアをはじめ世界の研究者の皆様とともに働けることを、心から楽しみにしています。

（結語）

「人間は全て、人類全体の理性が造ったものを利用できるし、利用しなければならない。しかし、同時に、人類全体が作り出したものを、自分の理性で精査しなければならない。」

これは、文豪トルストイの言葉です。科学技術には危険が内包していることを踏まえつつ、それに人間の理性でもって立ち向かうべきであることを、正しく指摘したものであります。私は、日露両国の科学者や研究者達が、こうした知恵に常に立ち戻り、真に人類の幸福につながるような研究協力を進めていく力があると信じています。

科学技術による、21世紀の平和と繁栄を願いつつ、講演を終えたいと思います。

スパシーバ

「日露行動計画」 (軍縮・不拡散関連部分抜粋)

近年、喫緊の国際問題に対処するための国連及び G8 並びに APEC、ARF 等のアジア太平洋地域の枠組みを利用した日露協力が大きく進展してきた。

両国は、2001 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ事件以降その緊急性が大きく増大した国際テロへの効果的な対策における協力を強化してきた。2002 年 11 月に国際テロ問題に関する日露協議が開催された。軍備管理・軍縮・不拡散の分野における協力が拡大した。

両国は、国際的な不拡散体制において協調的に行動し、軍縮問題に関する多国間協議の進展を促進した。

1993 年に設置された日露非核化協力委員会の枠組みにおいて協力が行われた。日本国の支援を得て、ロシア連邦の極東地域において、液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」が建設され、稼働した。余剰兵器プルトニウムの処分について、ロシア連邦の高速炉を用いた処分方法に関する研究の協力が両国の関係機関の間で着実に進展するとともに、その先行的な処分が実現された。

また、両国は、国際科学技術センター（ISTC）を通じて協力を行ってきた。

地域情勢に関する対話に関し、近年、両国外務省間の協議の対象となる地域問題の範囲が大きく拡大し、喫緊の国際問題の解決に向けた協調行動が強められた。両国外務省企画部局間の協議を通じて、中長期的な国際情勢の進展の予測の観点から有意義な意見交換が行われてきた。

今後の行動

両国は、国際の平和及び安定の強化を促進し、軍備管理・軍縮・不拡散の分野における既存の国際的な枠組みの維持・発展に向けられた行動を取る。日本国は、2002 年 5 月 24 日にロシア連邦とアメリカ合衆国の間で署名された戦略兵器削減条約を戦略攻撃兵器の更なる削減のための基盤として歓迎する。

両国は、ロシア連邦における核兵器の廃棄に関する協力のために設置された日露委員会の枠内で決定されたプロジェクトの実現を加速化するため、活動の調整メカニズムを強化する。

両国は、ロシア連邦の極東地域の退役原子力潜水艦解体関連プロジェクトの着実な実施を確保する。

両国は、ロシア連邦を対象とした不拡散、軍縮、テロ対策及び原子力安全の分野におけるプロジェクトの進展を目的として、G8 グローバル・パートナーシップの「指針」の具体化に関する努力を活発化する。

両国は、余剰兵器プルトニウム処分方法の決定に向けられた G8 を通じた努力において積極的に協力する。

両国は、国際科学技術センター（ISTC）を通じた協力の促進を図る。